



（別紙1）

令和4年度 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））の詳細

事業内容	交付要件等	交付対象																
<p>①繁殖雌牛増頭</p> <p>畜産クラスター計画に位置付けられた取組主体の構成員が繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付。</p> <p><交付対象品種></p> <table border="1" data-bbox="201 558 492 790"> <tr><td>黒毛和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>褐毛和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>短角和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>無角和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>その他肉専</td><td>×</td></tr> <tr><td>交雑種(乳×肉専)</td><td>×</td></tr> </table> <p>対象：○ 非対象：×</p>	黒毛和種	○	褐毛和種	○	短角和種	○	無角和種	○	その他肉専	×	交雑種(乳×肉専)	×	<p>【交付対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産クラスター計画に位置付けられた取組主体（クラスター協議会）の構成員であること 繁殖雌牛の増頭計画を有すること。 肉用子牛価格安定基金協会と肉用子牛生産者補給金交付契約を締結している者。 事業実施年の前年に維持又は増頭実績があること。（新たに繁殖雌牛の飼養を開始する場合を除く）ただし事故（廃用）等により減少した場合はこの限りではない。 大規模法人（※1）でないこと。 環境規範に基づく農業生産活動の実施。 <p>【交付対象牛の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 繁殖目的で飼養され、満9ヶ月齢以上である。 導入時点で満14ヶ月齢未満の雌牛であること。（初妊牛を導入する場合はその限りではない） 「黒毛」・「褐毛」・「短角」・「無角」であること。（「その他肉専」「交雑種（乳×肉専）」は含まない） 国及び機構の事業において、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。 対象牛の推定育種価又は期待育種価について、脂肪交雑の育種価が上位1/2（B以上）以上かつその他の形質のいずれか1つの育種価が上位1/2（B以上）であること。 自家保留による増頭も可。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組主体は、本事業に取り組む生産者ごとに成果目標として、事業実施年度から3年後に「子牛販売額の10%以上の増加」又は「農業所得又は営業利益の10%以上の増加」を設定する必要があり、達成状況の報告も必要。 <p>〔達成状況により、必要に応じ、事業実施主体（全国肉用牛振興基金協会）から指導が行われることがある。〕</p>	<p>交付単価は期首時点での繁殖雌牛飼養頭数により以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1747 351 2094 430"> <tr><td>50頭未満</td><td>246千円/頭</td></tr> <tr><td>50頭以上</td><td>175千円/頭</td></tr> </table> <p>（1生産者当たり交付上限50頭）</p> <p>（※1） 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの等</p>	50頭未満	246千円/頭	50頭以上	175千円/頭
黒毛和種	○																	
褐毛和種	○																	
短角和種	○																	
無角和種	○																	
その他肉専	×																	
交雑種(乳×肉専)	×																	
50頭未満	246千円/頭																	
50頭以上	175千円/頭																	
<p>例) 期首頭数 6頭</p>  <p>奨励金交付対象牛</p> <p>期末頭数 9頭</p>  <p>奨励金対象頭数は、期末頭数9頭－期首頭数6頭＝3頭 奨励金交付金額は、3頭×@246千円（50頭未満単価適用）＝738千円</p>																		